

教育に関する事務事業における管理執行
状況の点検と評価にかかる報告書
(平成28年度 事務事業)

平成29年12月1日
三股町教育委員会

《 目 次 》

1. 点検評価の経緯	2
2. 評価シート1:教育委員会の活動	3
3. 評価シート2:教育委員会が管理執行する事務	4
4. 評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	6
5. 執行状況報告書(教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務)	
(1) 学校教育に関すること	9
① 教育内容・指導の充実	9
② 生徒指導の充実	13
③ 学校給食の充実	15
④ 教育環境の整備	17
⑤ 教育研究所の充実	20
⑥ 適応指導教室の充実	22
⑦ 人権教育の推進	24
⑧ 安全教育の徹底	25
⑨ 国際理解教育の推進	26
(2) 生涯学習に関すること	27
① 生涯学習社会づくり	27
② 社会教育の充実	29
③ 青少年教育の充実	32
④ 家庭教育の充実	36
⑤ 歴史遺産の見直しと文化意識の向上	37
(3) 文化振興に関すること	39
① 総合文化施設の整備と充実	39
② 文化会館の利用促進	41
③ 図書館の利用促進	44
(4) 社会体育に関すること	46
① スポーツ振興基盤の充実	46
② 青少年スポーツの振興	48
6. 学識経験者の知見	49
(元勝岡小学校校長 穰所信博氏)	

1. 点検評価の経緯

(1) 規程

平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定された。

(2) 点検評価の概要

評価における大きな分類として、

1. 教育委員会の活動
2. 教育委員会が管理・執行する事務
3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

の3つに分けて自己評価を行ったのち、学識経験者の外部評価を受けた。

特に、3については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げて、事務事業の執行状況を点検し、報告書を作成した。

(3) 評点の凡例

評価シートにおける評点は4段階とし、凡例は次のとおりとした。

- A …… 達成している(100%)
- B …… ほぼ達成している(約80%)
- C …… 概ね達成している(約60%)
- D …… 達成していない(約50%以下)

(4) 学識経験者の知見の活用

前述の法において、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」と規定されていることから、学識経験者として元勝岡小学校校長の礒所信博氏にお願いし、自己評価および点検についてのご意見をいただいた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 評価シート1:教育委員会の活動

大項目	中項目	評点	評価概要
(1) 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A	定例会を毎月1回、臨時会を3月に開催した。総開催時間は21時間、1回平均91分に及んだ。
	② 教育委員会会議の開催事務	A	担当課長補佐が開催管理を担当し、教育委員会会議の案件集約を行い、開催前に事務局内での事前協議を綿密に行った。
(2) 教育委員会と事務局の連携	① 会議事項の事前確認	A	教育委員会会議開催日の2日前(業務日)を目安として、委員に対して資料の事前配付を行い、各委員が十分に内容を把握したうえで会議を行っている。
	② 教育長に委任している事務	A	教育長に委任している事務についても、必要に応じて事前説明を行い、また教育委員会会議にて報告を行っている。
(3) 教育委員会と首長との連携	① 教育委員の連携	A	総合教育会議が平成28年10月と平成29年1月に開催され、町長と教育委員の意見交換が行われた。また、教育大綱についても深く協議を行っている。更に、町長部局で行われる課長会議において、町長・副町長に並び教育長も臨席することで、常に連携を図っている。
	② 事務局の連携	A	重要案件については、町長部局との報告・連絡・相談に努めている。
(4) 教育委員の自己研鑽	① 研修会への参加状況	A	県内の研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。
(5) 学校及び教育施設に対する支援	① 学校訪問	A	全ての学校を対象に計画訪問を実施し、施設の点検を行うとともに教育指導上の課題や児童生徒の実態等の把握に努めた。
	② 施設管理	C	学校施設および教育施設の外部業者点検を行い、特に緊急性の高い事案について対処した。

3. 評価シート2:教育委員会が管理・執行する事務

大 項 目	評 点	評 価 概 要
(1) 学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	これまでの教育施策の成果を評価し、教育施策の見直しを行い、当該年度の重点施策を示した。
(2) 学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること	—	平成28年度は事例なし。
(3) 教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	学習指導要領に基づいた。
(4) 人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと	B	口頭訓告3件、文書訓告0件の計3件を実施した
(5) 校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行なうこと	A	平成29年3月末の教職員の人事異動に際し、退職・転出31名(定年退職2名)、転入・採用33名(新規採用6名)、校長昇任1名及び事務局員0名の異動の内申を行った。
(6) 教育長、課長、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	平成28年4月に課長(1名)及び課長補佐(0名)の任免を行った。
(7) 学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること	—	平成28年度は事例なし。
(8) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	三股町学校管理運営規則の一部を改正する規則(H28.7.1第5号)
		三股町学校備品取扱規則の一部を改正する改正する規則(H28.9.1第6号)
		三股町学校管理運営規則の一部を改正する規則(H28.9.1第7号)
		三股町立図書館の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(H28.12.2第8号)
		三股町学校給食会会則の一部改正

※表は次頁に続く

大 項 目	評 点	評 価 概 要
(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。
(10) 教育予算の見積を決定すること	A	前年度予算の執行状況及び各係ごとの要望を受け、原案の決定を行った。
(11) 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。(28年度認定者数 小学校154人、中学校78人)
(12) 学校評議員を委嘱すること	A	平成28年4月に各小・中学校から推薦のあった評議員34名を委嘱した。
(13) 社会教育委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	社会教育委員は、町内の社会教育分野で活動している方7名(男性4名、女性3名)に委嘱した。
(14) 校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	経験年数別研修を実施した。
(15) 通学区域を定めること	A	小規模特認校制度、調整区制度利用者の増加に努めた。(28年度 調整区11名、小規模特認校12名)
(16) 教科用図書を採択すること	—	平成28年度は教科用図書の採択が実施されなかった。

4. 評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目	中項目	小項目	評点	評価概要
(1) 学校教育に関する事	① 教育内容・指導の充実	(ア) 少人数及び複式学級の指導の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校で習熟度に応じて少人数指導を実施した。 複式2学級に補助教員を配置し、学年に応じたきめ細かな指導を実施した。
		(イ) 適正な就学指導と特別支援教育の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の就学相談会を2回実施し、保護者の理解を得ながら就学指導を行った。 保育園・幼稚園、関係機関との連携を図った。 特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員1名、特別支援教育支援員11名を配置した。
		(ウ) 幼保小中学校連携推進事業の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 研究公開を開催し、本町の取組を県内に周知した。また、小・中学校教員で基礎学力定着指導について共通理解を図った。 三股町児童生徒憲章の取組を進め、小中一貫教育の充実を図った。 文教みまたの伝統教育が全学校で実践されている。 幼保小中連携の園長、校長会を年2回実施した。また、保育士、教職員の合同研修会を年1回実施した。
	② 生徒指導の充実	(ア) いじめ、不登校問題への適切な対応	B	<ul style="list-style-type: none"> いじめについては、各学校において、学校いじめ防止基本方針を基にした研修等を実施し、いじめの未然防止や対応に努めた。 不登校については、サポート訪問を毎月行うことで学校を支援したほか、適応指導教室において学校復帰へ向けた取組を行った。 三股町いじめ防止基本方針に基づく対応を行った。 都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会を開催し、都城市との連携強化を図った。
	③ 学校給食の充実	(ア) 食育と衛生管理	A	<ul style="list-style-type: none"> 調理場設備機器の修繕を行うとともに衛生管理研修への参加、県スポーツ振興課及び保健所の指導に基づく改善等を行った。
		(イ) 学校給食費未納対策	B	<ul style="list-style-type: none"> 「学校給食費未納対策マニュアル」に基づいた、PTA、学校、教育委員会、給食センターの連携により、給食費未納対策に取り組んだ。
	④ 教育環境の整備	(ア) 施設設備の計画的整備・充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 修繕等については緊急性の高いものから順次整備を行うことができた。 学校の施設整備については3ヵ年実施計画により計画的に整備を行うことができた。
		(イ) ICT環境の整備	C	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備やシステムの活用は進めたが、整備面は既存設備の保全にとどまった。
		(ウ) ALTを活用した外国語活動の拡充	A	<ul style="list-style-type: none"> JET事業によるALTを小学校6校に2名、中学校に1名配属した。
	⑤ 教育研究所の充実	(ア) 調査、研究及び研究成果の活用促進	A	<ul style="list-style-type: none"> 三股町の子どもたちの学力を伸ばすために、県の「学力向上総合推進事業」の地域指定を受け、学習指導等の研究に取り組んだ。 授業モデルの推進による教師の意識改革を行い、児童生徒には学習規律の徹底を図り、保護者には家庭学習の充実に向けての啓発を行った。
	⑥ 適応指導教室の充実	(ア) 学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合	A	<ul style="list-style-type: none"> 適応指導教室に通級していた中学3年生が高校へ進学することができた。 不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し適応指導教室への通級に関する指導を学校と協議しながら行った。
	⑦ 人権教育の推進	(ア) 人権教育研修会の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、工夫された実践がなされた。 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進を図った。 教職員への研修を2回実施し、人権意識の啓発を図った。
	⑧ 安全教育の徹底	(ア) 児童生徒の安全確保	B	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の遊具点検や通学路点検により、不良箇所を整備した。 みまもりたい・青パトを活用して登下校時の安全を確保した。 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施し、児童生徒は交通安全について理解を深めることができた。
	⑨ 国際理解教育の推進	(ア) 中学生海外派遣事業の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> 事前英会話研修はALTの指導により、実践的な研修ができた。 中校生6名、引率2名でオーストラリア研修に参加し、受入校での授業やホームステイでの体験などを通して、国際感覚の醸成につながった。

4. 評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目	中項目	小項目	評点	評価概要
(2) 生涯学習に関する事	① 生涯学習社会づくり	(ア) 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 「生涯学習みまた」等で、町民に生涯学習情報を提供したことで、生涯学習の普及・啓発に貢献した。 「教育委員会主催教室」では、幼児から高齢者まで304人が受講し、町民の生涯学習に寄与した。
		(イ) 高齢者学級の開設と活動の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 各学級生が、積極的かつ主体性をもって学習会へ取り組むことができた。 創作活動やスポーツ活動、野外活動などを行い、幅広い分野の学習会を開催できた。
	② 社会教育の充実	(ア) 社会教育施設の整備と活用	A	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に各施設を巡回し、早期に補修することができた。 大規模修繕については、計画的に整備した。
		(イ) 地区・自治公民館活動の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 館長会開催により地区の情報交換を行うことで、自治公民館相互の連携を充実させることができた。 研修参加により、地域の公民館活動活性化のリーダーとして、地域づくりに活かされた。
		(ウ) 人権に関する教育の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取り組みを通じて人権尊重の大切さを学習することで、社会生活のルールを守り他人を尊重する思いやりの心を育んだ。
	③ 青少年教育の充実	(ア) 学校支援体制の構築	A	<ul style="list-style-type: none"> 学校サポート事業は、3年目を迎えて学校側から新たな支援要請があるなど、目的に沿った事業展開が広がりつつある。 土曜学習事業は、2年目を迎えて体験学習を新たに実施したことで、児童の学習に対する興味・意欲・関心が高まった。 放課後子ども教室推進事業では、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動など、様々な機会を提供したことで、様々な効果がみられた。
		(イ) 野外活動、体験活動、交流活動の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 沖永良部島の歴史や町民の暮らしを直接現地で学ぶことで、社会に対する視野を広めることができた。 研修で知り合った三股町内の小学生30人が、長期間の共同生活で、お互いに尊重し合う大切さについて学ぶことができた。
		(ウ) 青少年育成町民会議の活動促進	A	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体の理解と協力によって、効果的な「町民総ぐるみ青少年育成町民運動」が展開できた。
	④ 家庭教育の充実	(ア) 家庭教育学級	A	<ul style="list-style-type: none"> 学習会をとおして、子育てに必要な教育の情報を啓発することができた。 学級生相互の情報交換や、親睦を深める機会を提供した。 親子参加の学習会では、親子のふれあいの時間を与えることができた。
	⑤ 歴史遺産の見直しと文化意識の向上	(ア) 町史編さん事業	A	<ul style="list-style-type: none"> 町の歴史を紐解き、新町史にその成果を結実させるべく、必要な業務を推進した。 町長部局関係課と協議を行ったほか、都城市とも積極的に協議を行うなど、事業進捗に必要な調整業務も十分に実施した。
(イ) 文化財の整備と保存		A	<ul style="list-style-type: none"> 梶山城跡整備計画の理解が地元浸透し始めた結果、用地買収に進捗がみられた。 	

4. 評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目	中項目	小項目	評点	評価概要	
(3) 文化振興に関する事	① 総合文化施設の整備と充実	(ア) 文化会館・図書館の整備	A	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の電灯(水銀灯)を、LED照明に整備した。 文化会館は座席機構の計画改修に着手している。 計画的改修を基に、安全性や利便性を高め、突発事象や軽微破損には早期に対処し、適切な対応に努めた。 	
		(イ) 貸館事業の充実と推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 買取公演に留まらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作に取り組んだ。 参加創造型事業の推進により三股町のオリジナリティにも貢献でき、「地域創造大賞」受賞で裏付けられた事業継続・構築の確かさを活かした。 	
	③ 図書館の利用促進		(ア) 図書館資料の整備と充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が求める資料の情報を集めながら、資料を収集し提供することができた。 正確な資料配架を行ない、資料配置についても利用が促進されるように工夫した。
		(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱としてイベントを実施し、読書サービスを推進した。 図書館職員やボランティア団体による読み聞かせ活動を推進し、親子の読書意欲を促進することができた。 	
	(4) すす社会と体育に関する事	① スポーツ振興基盤の充実	(ア) スポーツ行事の充実および組織の育成と強化	A	<ul style="list-style-type: none"> 体育協会と総合型地域スポーツクラブの事業について、事業評価と検証を行った。 各種スポーツイベントを開催したことで、地域間や世代間交流を図ることができた。 ニュースポーツの普及・振興の活動により、町民が気軽にスポーツに親しめるきっかけ作りができた。
			(イ) スポーツ施設の計画的整備・充実	B	<ul style="list-style-type: none"> 町民のニーズに合わせた施設整備を行い、利用者が安心・安全に施設を利用することができた。
② 青少年スポーツの振興		(ア) スポーツ少年団等の育成・拡充	B	<ul style="list-style-type: none"> 研修会等を開催し、意識向上・スキルアップを図った。 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手が町長より激励され、士気が高まった。 	

5. 執行状況報告書

(1) 学校教育に関すること

①教育内容・指導の充実

(ア) 少人数及び複式学級の指導の充実

【目的・目標】

- ・ 児童生徒の学力を向上させるため、少人数加配教員がいる小・中学校において少人数指導を行う。
- ・ 少人数指導では、「誰もが分かる授業、伸ばす授業」をめざして、児童生徒一人ひとりに確かな学びを身につけさせる。
- ・ 複式学級のある学校に補助教員を配置し、個に応じた指導を行う。

【取組みの概要】

- ・ 少人数加配教員による、習熟度別授業を実施
- ・ 複式学級のある学校に補助教員を配置

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 少人数指導は、小学校では 3～6 学年で教科「算数」を実施した。
- ・ 中学校では、2～3 学年で教科「数学」「英語」を実施した。
- ・ 複式学級のある学校 1 校に 2 名の補助教員を配置した。

【評価】

- ・ 複式2学級に補助教員を配置し、学年に応じたきめ細かな指導を実施することができた。
- ・ 習熟度に応じて少人数指導を実施した。
- ・ 指導方法の工夫改善を図りながら、分かる授業に取り組んだ。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 個に応じた指導の推進、確かな学力を身に付けさせるためには、教員が指導方法の工夫改善を行うことが必要である。
- ・ その有効な手立ての1つであるので、引き続き教員の配置確保に取り組む。

(イ) 適正な就学指導と特別支援教育の充実

【目的・目標】

- ・ 次年度就学予定児童を対象とする就学相談の充実に努め、適正な就学指導を行う。
- ・ 就学児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上又は生活上の困難さを改善する。
- ・ 支援が必要な就学児童生徒が、必要な支援の下に適切な教育を行う、特別

支援教育を推進する。

【取組みの概要】

- ・ 就学相談会の実施
- ・ 就学指導委員会専門部会による関係機関訪問
- ・ 特別支援教育補助教員の配置
- ・ 特別支援教育支援員の配置

【平成 28 年度 of 取組み】

- ・ 就学相談を通じて適正な就学指導を行った。
- ・ 就学指導委員による幼稚園・保育園訪問で幼児の実態把握を行い、就学相談へつなげた。
- ・ 特別支援補助教員を中学校へ 1 名、特別支援教育支援員を小学校 5 校に 11 名を配置した。

【評価】

- ・ 就学指導委員が中心となり、就学前の就学相談会を 2 回実施した。その中で、知能検査等を行い、児童の実態把握に努め、保護者の理解を得ながら、就学指導を行った。
- ・ 就学指導委員会にて、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な就学指導を行った。
- ・ 中学校へ特別支援教育補助教員を 1 名配置し、配慮を要する生徒への支援を行った。
- ・ 小学校 5 校へ支援員を 11 名配置し、特別な配慮を要する児童への支援を行った。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会の周知及び充実ため、関係機関との情報交換を行いながら、校種間の連携及び接続強化に努める。
- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒の中に、学習面及び生活面での困難さを抱える者が増加している。
- ・ 従来通りの対応とはなるが、教育的ニーズに応じながら、適正な教育支援を行う。
- ・ 保護者及び地域住民に対して、特別支援教育に関する理解を深めてもらうよう啓発する。

(ウ) 幼保小中学校連携推進事業の充実

【目的・目標】

- ・ 教育機関等における教師等の認識の差によって生じる、児童生徒のとまどいを無くす。

【取組みの方針】

- ・ 幼・保・小・中学校 15 年間の教育活動に、一貫性・系統性をもたせる。
- ・ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施して、三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
- ・ 幼保小連携推進協議会に中学校を加え、小 1 プロブレム及び中 1 ギャップを防ぐため、保育士、教職員の合同研修会を実施する。
- ・ 保育士、教職員がそれぞれの取組について相互理解し、共通実践する。
- ・ あいさつ、清掃、郷土学習について、その意義を理解する。
- ・ アプローチプログラム・スタートカリキュラムを実践する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 平成28年11月に、県教育委員会指定研究「子どもの学びを深める”ひむか”の授業づくり推進事業」の研究公開を行い、授業モデル「みまたんモデル」を通して、授業力向上に努めた。
- ・ 各学校が伝統教育、PTA活動、ボランティア活動、意見発表、の発表を行うことによって学校・家庭・地域が連携した取組みができるように「文教みまたフェスティバル」を開催した。
- ・ 年 2 回の園長・校長会の実施及び、保育士・教職員の合同研修会を1回実施した。

【評価】

- ・ 町内の小中学校全職員が一同に介し研修することで、各学校の連携が深まり、研究公開に向けて教職員の共通理解を図ることができた。
- ・ 各学校が三股町児童生徒憲章の取組みを進め、文教みまたフェスティバルにおいて伝統教育の実践発表をすることができ、小中一貫教育の充実を図ることができた。
- ・ 文教みまたの伝統教育として、校門での一礼、あいさつ運動、黙想・座礼、無言清掃、郷土に関する学習、が全学校で実践されている。
- ・ 小学校で取り組んでいる伝統教育について、幼稚園、保育園でも実践するようになった。
- ・ 保育士、教職員の合同研修を実施することにより、情報交換の場とすることができた。
- ・ アプローチプログラム・スタートカリキュラムを実践することができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 小中合同授業研究会等をとおして、小・中学校の繋がり的重要性の大切さや小中連携の必要性が認識されるよう、一層の推進に努める。
- ・ 幼保小合同研修会を通して、幼保小中の繋がりを大切にし、連携・接続を図っていく。

②生徒指導の充実

(ア) いじめ、不登校問題への適切な対応

【目的・目標】

- ・ いじめ・不登校を未然に防止する。
- ・ 発生したいじめ・不登校状況を解消する。
- ・ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

【取組みの方針】

- ・ いじめ・不登校は、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめ・不登校の未然防止や早期解消に努める。
- ・ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。
- ・ 学校における担任、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、養護教諭等との連携を強化する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ いじめ・不登校については、保護者からの相談によるものが多い傾向にあり、学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて協議及び報告等を行った。
- ・ 家庭、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図った。
- ・ 町内小中学校において学校いじめ防止基本方針を基にした研修の場を設定しているか調査し、いじめ未然防止のための共通理解を図るよう指導した。
- ・ 都城市とともにいじめ防止対策専門家委員会を設置した。

【評価】

- ・ いじめについては、保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた。また、教育委員会での協議による学校への指導などさまざまな対応をすることができた。
- ・ 不登校については、相談活動を充実し、保護者と共通理解を図りながら学校復帰へ向けた取組みを行った。
- ・ その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がみられた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。
- ・ いじめ・不登校の未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実

態把握に努め、相談体制の整備等に積極的に取り組む。

- ・ 町及び学校いじめ防止基本方針を改訂し、より一層、いじめの未然防止に向けて、継続してより具体的な実践に取り組む必要がある。

③学校給食の充実

(ア) 食育と衛生管理

【目的・目標】

- ・ 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進する。
- ・ 食中毒が起こることのないように衛生管理の充実を図る。

【取組みの概要】

- ・ 「食育」に関する指導の充実
- ・ 望ましい食生活習慣の育成
- ・ 安全管理と事故の防止
- ・ 衛生管理と食中毒の防止
- ・ 給食センターの運営の充実

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行っているが、保健所の指導を基に施設設備や作業手順の改善を行った。
- ・ 研修会に参加して衛生管理について学習を行った。
- ・ 施設見学や学校での試食の受け入れを行った。
- ・ 計画的に設備等の更新を行った。
- ・ 栄養教諭による食育の活動が行われた。

【評価】

- ・ 保健所及び県の立ち入り調査を基に、作業等を見直すことで衛生管理の改善が図れた。
- ・ 衛生管理研修に参加することで、調理員の衛生管理に関する意識が向した。
- ・ 施設見学や学校での試食の受け入れを行ったことで、関係者に大量調理やセンター運営についての理解を深めてもらった。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 給食センターは平成 3 年度から運営を開始して 26 年が経過していることから、設備の老朽化や能力低下の問題がある。
- ・ 安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修が必要である。
- ・ 衛生管理面では、調理場と洗浄室を分けられないといった問題点があるが、施設の構造的な問題であるため、対応策を長期的に検討・計画する。

(イ) 学校給食費未納対策**【目的・目標】**

- ・ 学校給食費の未納をなくす。
- ・ 学校給食費の未納対解消により、適切な栄養の摂取による健康の保持増進など、学校給食の目標に資する。

【取組みの概要と方向性】

- ・ 学校給食費未納対策の充実
- ・ PTA、学校、給食センターの連携
- ・ 口座振込み制度の定着
- ・ 平成 22 年度に、三股町学校給食費未納対策委員会を設立し、「学校給食費未納対策マニュアル」を見直した。
- ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。
- ・ 支払困難な家庭については、児童手当による徴収を強化する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 学校では、「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき請求、督促を行った。
- ・ 給食費の口座振込み制度を町内全ての小・中学校に導入した。

【評価】

- ・ PTA、学校、給食センターが連携して、給食費の未納額減少に取り組むことで、収納率(99.76%)を上げている。

【今後の課題と対応方法】

- ・ PTA、学校、教育委員会、給食センターの連携により、未納額は確実に減ってきているので、完納を目指す。
- ・ 今後は、学校現場において、徴収方法の見直しや未納が累積する前に早期の対応を行うことが重要である。

④教育環境の整備

(ア) 施設設備の計画的整備・充実

【目的・目標】

- ・ 児童・生徒にとって安全かつ快適な教育環境を確保する。
- ・ 地震等の災害時における地域住民の避難場所として、機能を有する施設を確保する。

【取組みの方針】

- ・ 学校との協議を行って、施設・設備を計画的に整備する。
- ・ 老朽化した教育施設を改修する。

【平成 28 年度 of 取組み】

- ・ 全小中学校の備品整備を実施した。
- ・ 学校と協議して、次のような危険性・緊急性・必要性の高いものについて修理を実施した。
 - 1) 長田小学校 階段モルタル等 修繕
 - 2) 三股中学校 プールサイド生徒待機場所屋根 修繕
 - 3) 宮村小学校 プール塗装等 改修工事
 - 4) 宮村小学校 プール排水 工事
 - 5) 三股小学校 北校舎 床塗装 改修工事
 - 6) 三股西小学校 家庭科準備室 改修工事
 - 7) 三股中学校 駐輪場 暗渠排水管 布設工事

【評価】

- ・ 学校の施設整備については 3 ヶ年実施計画により計画的に整備を行うことができた。
- ・ 修繕等については緊急性の高いものから順次整備を行うことができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 厳しい財政状況の中ではあるが、国・県並びに町費を有効かつ効果的に活用し、小中学校の長寿命化計画を策定する。
- ・ 校舎やプール等の大規模改修等により教育環境整備を実施していくことが必要である。

(イ) ICT環境の整備

【目的・目標】

- ・ 児童生徒の学力向上のために、ICT設備の有効利用を促進する。
- ・ ICT設備の充実を図る。

- ・ ICT 活用による効率化で、教職員の校務を軽減することで児童生徒に関わる時間を増やす。

【取組みの方針】

- ・ ICT機器の有効利用を促進する施策を実施する。
- ・ 校務支援システムを各小中学校共同で運用して校務を効率化する。
- ・ 町内全小中学校の教職員および三股町教育委員会が連携利用できるグループウェアを運用することで、情報共有・連絡連携の強化を図る。

【平成 28 年度 of 取組み】

- ・ 新学習指導要領に備えるため、次年度以降のタブレットパソコン導入等の ICT 環境の再整備(リプレース)に向けて準備を進めた。

【評価】

- ・ 書画カメラについては、小中学校全クラスに導入されたことにより活用が定着している。
- ・ 校務支援ソフト等の ICT 活用により、教職員が児童生徒に関わる時間の増加を図れた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 公務支援ソフト及びグループウェアについては、未だ最適化の途上であり、運用調整や教職員及の研修を持続的に行っていく必要がある。
- ・ 教室に設置された大型ディスプレイの老朽化が進んでおり、稼働・配置の状況確認などの管理面と、機器更新といった開発面の強化が急務である。

(ウ) ALTを活用した外国語活動の拡充

【目的・目標】

- ・ 児童生徒の外国語(英語)活動において、次の目的に資す。
 - 1) 言語や文化について体験的に理解を深める。
 - 2) 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
 - 3) コミュニケーション能力の素地を養う。

【取組みの方針】

- ・ 外国語指導助手(ALT)として活用して、母語話者(ネイティブスピーカー)と交わる機会を設ける。
- ・ 町内全ての小・中学校に、定期的にALTを派遣する。
- ・ 要請のある町内の保育園・認定こども園にALTを派遣し、幼少期から外国語活動に慣れ親しむ環境をつくる。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ ALT3 名体制を維持し、3 名の帰国に合わせて 3 名の補充を行った。

【評価】

- ・ 児童生徒の英語の発音や国際理解力が向上した。
- ・ 小中学校教諭の英語力向上にも寄与している。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 平成 32 年度から小学校 5・6 年生で英語が正式な教科となり、3・4 年生に外国語活動が導入されるため、ALTの増員を図りたい。

⑤教育研究所の充実

(ア) 調査、研究及び研究成果の活用促進

【目的・目標】

- ・ 次の項目等にかかる実践研究を行い、児童生徒の学力向上に資する。
 - 1) 児童生徒に基礎的・基本的な学習内容を定着させる指導のあり方
 - 2) 児童生徒に学習習慣を形成させる指導のあり方

【取組みの概要と方向性】

- ・ 教育委員会から委嘱された研究員による研究会を毎週実施
- ・ 全教職員研修会を夏季と秋季に実施
- ・ 南部教育事務所、町教育研究会と連携して取り組む。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 町内の児童生徒、教師を対象に「学習」における実態調査を実施し、昨年度と比較・分析し、その成果と課題を整理した。
- ・ 町内の児童生徒、教師、保護者を対象に「家庭学習」についてのアンケートを実施し、昨年度と比較・分析し、その成果と課題を整理した。
- ・ 1単位時間の「授業モデル(みまたんモデル)」に基づいた授業の推進を図り、授業改革に努めた。
- ・ 昨年度作成した「みまたん子 授業の約束」に基づいた学習規律の徹底を図った。
- ・ 「家庭学習の手引き」を全保護者に配付し、家庭学習の充実を図った。
- ・ 「読書活動」の充実を図るために、「みんなでめざそう！10万冊」のスローガンの設定や「家読の日」の設定などを行った。
- ・ 三年間の研究の成果として、11月に研究公開を実施した。県内から約 340 名の参加があった。

【評価】

- ・ 「授業モデルの推進」、「みまたん子 授業の約束」の推進と徹底により、町内 6 つの小学校と 1 つの中学校が同じ意識で授業に取り組むことができ、学力向上につながった。
- ・ 保護者への「家庭学習の充実」に向けてのリーフレットの配付や啓発を行ったことで、保護者の意識も高まり、家庭学習の充実につながっている。
- ・ 「おすすめの本」紹介、ボーナス券の配付など学校の図書室の環境を整備したり、「家読の日」の推進と啓発を行ったりしたことで、図書室に行く児童生徒が増え本の貸出数が増加した。
- ・ 町内全ての小・中学校が計画的に研究会等を行い、情報交換を綿密に行うことができたことで、小中学校9年間を見通した指導の在り方を明らかにすること

ができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 授業モデルの活用や学習規律の徹底を図ることが学力向上につながる。そのために、引き続き各学校に授業等で検証をしていく必要がある。
- ・ 「家庭学習の手引き」を活用して、学校と家庭が連携して効果的な家庭学習の取組を進めていけるようにする。そのために、家庭への啓発を引き続きしていく必要がある。
- ・ 読書指導や学校図書館の充実など、読書の推進のための取組を工夫する必要がある。
- ・ 小中学校9年間を見通した指導を行うために、さらに合同の研修会や授業研究会を計画的に実施し、小中学校の教職員が一体となって学習指導や生徒指導に取り組んでいく必要がある。

⑥適応指導教室の充実

(ア) 学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合

【目的・目標】

- ・ 不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に、「心の居場所」として自己の存在感を実感でき精神的に安心できる場所を提供する。
- ・ 自らの努力で問題状況を克服し、自立する力を身につけさせることで、学校復帰させる。

【取組みの方針】

- ・ 反社会的行動を伴わない、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒の「心の居場所」を設ける。
- ・ 悩みを持つ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題をともに考え、解決の方法について助言・支援を行う。
- ・ 不登校または不適應の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。
- ・ 通級する生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めるとともに、5教科の基礎的・基本的事項の定着指導を行う。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 通級生への教育相談及び補講を継続して行うことにより「心の居場所」と基礎学力作りに努めた。
- ・ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、生徒指導主事、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、スクールカウンセラー等との面談や適切な支援・助言を行った。
- ・ 通級生の学校復帰に向けての方策を講じるとともに、入級該当者への面談等を実施した。

【評価】

- ・ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、生徒指導主事等から、入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路等様々な相談を156件受けた。
- ・ 通級生6名(中3:3名、中2:2名、中1:1名)であり、中3生についてはそれぞれ高校へ進学した。
- ・ 教育相談室・適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。
- ・ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。
- ・ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・生徒指導主事等へ

の支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。

- ・ 地域の住民や保護者の教育に関する相談、学級経営や指導方法等の悩みを持つ教員の相談に可能な限り対応することができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。
- ・ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行うなど、支援の必要な児童生徒に対して積極的な関わりや協議を行うことが必要である。

⑦人権教育の推進

(ア) 人権教育研修会の充実

【目的・目標】

- ・ 学校における全ての教育活動において、児童生徒に人権教育を実践するため、教員の人権教育にかかる資質を向上させる。

【取組みの方針】

- ・ 児童生徒に対して、人権についての正しい知識を身に付けさせ、人権を尊重する意識や態度を育成するための、教員の実践力を養う。
- ・ すべての教員が課題に関する正しい共通認識をもち、課題解決力を等しく身につけるため、教員に対する研修を実施する。

【平成 28 年度 of 取組み】

- ・ 夏季休業中に人権啓発研修会を実施し、講演をとおして人権を尊重する意識を高めることに努めた。
- ・ 町内全ての小・中学校の教師を対象として、平成 29 年 1 月に三股小学校において人権教育研修会を実施した。
- ・ 人権教育研修会では、研究授業や事後研究会、各学校の実践発表をとおして、人権感覚を養うよう努めた。

【評価】

- ・ 研究授業や各学校での実践発表を行うことで、人権教育における指導の在り方について、共通認識と課題解決力を高めることができた。
- ・ 教員への研修を実施することで、人権意識の高揚を図ることができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 平成 30 年度は小学校において「特別な教科道徳」が実施されるため、道徳的評価を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実を図る。

⑧安全教育の徹底

(ア) 児童生徒の安全確保

【目的・目標】

- ・ 学校の施設・設備において、児童生徒が安全な学校生活を送れるようにする。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全対策を実施する。

【取組みの概要と方向性】

- ・ 小学校の遊具の点検・整備
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保
- ・ 三股町通学路交通安全プログラムにのっとり通学路点検・整備を行う。
- ・ 小・中学校で交通安全について指導する。

【平成 28 年度の実績】

- ・ 小学校の遊具の点検により、不良箇所を整備した。
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取り組んだ。
- ・ 都城警察署、県土木事務所、町総務課及び都市整備課の協力のもと、各通学路の危険箇所 10 箇所の合同点検を行い、危険箇所改善の分担を確認した。また、以前に点検した危険箇所の改善を行った。
- ・ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施した。

【評価】

- ・ 小学校に設置された全ての遊具点検を実施し、安全基準に合致しないもの、劣化の著しいものの改修を実施することができた。
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。
- ・ 通学路合同点検により危険箇所を各担当部署に分けて整備する体制が整った。

【今後の課題と対応方法】

- ・ AEDの使い方の周知、遊具の更新整備に努める。
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全対策にひきつづき取り組む。
- ・ 通学路の危険箇所について、今後も合同で点検し安全確保に努める。

⑨国際理解教育の推進

(ア) 中学生海外派遣事業の充実

【目的・目標】

- ・ 三股町の生徒が、郷土の発展に寄与できる、国際化時代にふさわしい人材となるよう育成する。
- ・ 町内在住の中学生を海外に派遣し、次の視点により青少年を育成する。
 - 1) 訪問国でのホームステイや語学研修等を通じて異文化理解を深める
 - 2) 広い視野と豊かな国際感覚を身につける

【取組みの概要と方向性】

- ・ 事前研修で訪問国の文化や語学研修を行う。
- ・ オーストラリアでのホームステイや地元の学校で語学研修・体験学習等を受ける。

【平成 28 年度の実績】

- ・ 海外に派遣する中学生の選考を行い、14 人の応募者の中から、2 年生 3 人、3 年生 3 人の計 6 人を選抜して派遣した。
- ・ 事前研修では、中学校の英語教員やALTの指導により、異文化理解や英会話学習に取り組んだ。
- ・ オーストラリアのクイーンズランド州ブリスベン近郊の民家に 1 人ずつホームステイし、ジョンポールカレッジで語学研修・体験学習等を実施した。

【評価】

- ・ 事前研修の英会話学習は、ALTの指導により実践的な研修ができた。
- ・ ジョンポールカレッジでの語学研修・体験学習やホームステイを通して、コミュニケーション力の向上や異文化理解を深め、国際感覚の醸成につながった。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 国際社会に対応できる青少年を育成するため、外国人と交流する機会を多く設けるとともに、直接的な体験から国際感覚を豊かにすることが必要である。
- ・ そのため、ホームステイや交流活動を体験できる海外派遣研修に引き続き取り組む。

(2) 生涯学習に関すること

①生涯学習社会づくり

(ア) 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実

【目的・目標】

- ・ 町民の生涯学習活動を支援する。
- ・ 町民の生涯学習への関心と意欲を高める。
- ・ 生涯学習で身につけた知識や技能を、豊かで住みよいまちづくりに活かしてもらう。

【取組みの方針】

- ・ 町民の生涯学習へのニーズを把握し、支援体制を整える。
- ・ 生涯学習について町民へ幅広い情報提供を行う。
- ・ 公民館主催教室の開設やその充実を図る。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ ライフスタイルに即した学習機会を提供する「教育委員会主催教室」を 16 教室開設した。そのうち、多様な学習ニーズに対応し、新たに韓国語教室を開設した。また、それぞれの教室の学習成果を、2月に文化の祭典(元気まつり)で披露した。
- ・ 町民に幅広く生涯学習情報を提供するため、「生涯学習みまた」を発行し、町内各世帯へ配布した。
- ・ 教育委員会主催教室のこれまでの取り組みを検証するとともに、問題や課題を整理した。その結果、地域住民団体が地域コミュニティの再生・再編・活性化を目的にした教室や、10 回未満の短期講座など、新しい教室を次年度から開設することとなった。
- ・ 教育要覧を作成し関係者に配布した。

【評価】

- ・ 「生涯学習みまた」、「広報みまた」等で、町民に生涯学習情報を提供したことで、生涯学習の普及・啓発に貢献した。
- ・ 「教育委員会主催教室」では、幼児から高齢者まで 304 人が受講し、教養の向上・健康の増進・豊かな心の醸成・生活文化の振興などに寄与した。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 生涯学習への支援体制づくりは、社会教育機関だけでなく広く学校教育関係機関や地域が一体となって推進していくことが必要である。
- ・ そのため町民のニーズを把握し支援体制を整えるため、引き続き様々な情報提供や公民館主催教室等の充実に取り組む。また、教育委員会主催教室のあ

り方を、ひきつづき見直してゆく。

- ・ 具体的には、新たな分野を学ぼうとする動機づけと多種多様な住民のニーズに応えるため、少人数の教室を開設する。また、地域コミュニティの再生・再編・活性化等を目的にした教室も開設する。

(イ) 高齢者学級の開設と活動の推進

【目的・目標】

- ・ 高齢者の生涯学習について、自主的・主体的な意欲を持つよう図る。
- ・ 高齢者の生涯学習の場が、個人の学習だけに留まらず、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会となるようにする。
- ・ 高齢者が学習の成果を生かし、地域ボランティアなどの社会活動へ積極的な参加をするよう促す。

【取組みの概要】

- ・ 文化・スポーツなど、高齢者が生涯学習ができる場を提供
- ・ 学習会を月に1～2回開催
- ・ 高齢者学級生が、自ら学習会を運営

【平成28年度の実績】

- ・ 5月から3月にかけて、18回の学習会を開いた。
- ・ 34名の学級生が月に1～2回集まり、創作活動や野外活動、スポーツなど幅広い分野にわたり、学習活動を行なった。

【評価】

- ・ 各学級生が、積極的かつ主体性をもって学習会へ取り組むことができた。
- ・ 創作活動やスポーツ活動、更には近隣地域の高齢者学級と合同で野外活動などを行い、幅広い分野の学習会を開催できた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 高齢者学級へのより多くの参加者確保を行う必要がある。そのためにも、生涯学習への意欲が湧くよう学習会内容の充実に努める。
- ・ 学級生が高齢者学級の受講だけに留まらず、地域の活動等にも積極的に取り組めるような環境づくりを推進していく。

②社会教育の充実

(ア) 社会教育施設の整備と活用

【目的・目標】

- ・ 広く利用が促進される施設となる。
- ・ 利用者の安全を確保する。

【取組みの方針】

- ・ 老朽化した社会教育施設を毎年度こまめに修繕し、良好な維持管理に努める。
- ・ 各施設の機能を十分活かしながら利活用し、一層の利用促進を進める。
- ・ 修繕を要するものについては、規模・劣化の状況などにより、大規模改修なども含め計画的に整備していく。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 次の 2 点の改修を行い、地域住民のコミュニティの場として利用しやすい施設となった。
 - 1) 中央公民館 2 階女子トイレ改修(洋式化)
 - 2) 第8地区分館の調理実習室の床張り替え

【評価】

- ・ 各施設の修繕補修を行うことで利用者が安全に安心して利用できるよう整備した。
- ・ 計画的に各施設を巡回し、緊急性の高いものは早期に補修することができた。
- ・ 大規模修繕については、計画的に整備した。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 老朽化している施設が多いことから、公共施設等の適正配置計画に基づき、長寿命化改修や統廃合等について検討を進めていく。

(イ) 地区・自治公民館活動の充実

【目的・目標】

- ・ 地域のコミュニティ活動の活性化を促す。
- ・ 自治公民館相互の連携強化を図る。

【取組みの概要】

- ・ 自治公民館連絡協議会の活動を支援
- ・ 三股町自治公民館連絡協議会への協力
- ・ 館長会議での研修・情報交換
- ・ 先進地視察研修会

- ・ 九州・県公民館大会への参加(活動状況の発表あり)

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 館長会7回/年開催して研修・情報交換を行った。
- ・ 次の2箇所に進進地視察研修を行った。
 - 1) 九州内別府市・熊本市視察 16 名参加
 - 2) 鹿児島県薩摩川内市 20 名参加
- ・ 宮崎市で開催された九州・県公民館大会に、19 名が参加した。

【評価】

- ・ 館長会開催により地区の情報交換を行うことで、自治公民館相互の連携を充実させることができた。
- ・ 研修参加により、地域の公民館活動活性化のリーダーとして、地域づくりに活かされた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 人口、世帯数は増えているが支部加入が進まず、コミュニティ意識の希薄化も進んでいる。
- ・ 若い世代の支部加入促進が肝要であり、地域住民のニーズを把握し、活動の充実を企図していく。

(ウ) 人権に関する教育の推進

【目的・目標】

- ・ 誰もが等しく平等に生活できる人権尊重の精神を育てる。
- ・ いじめや虐待などをなくし、他人を尊重し思いやりの心を育てる。

【取組みの方針】

- ・ 人権教育・啓発活動により、自分を大切にすることや、他人に対する思いやりの心を養う機会を提供する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ いきいきふれあいリレー啓発展として、町文化会館エントランスホールで人権啓発のパネル展示やパンフレットを配布を行い、人権の大切さについて啓発した。
- ・ 夏休みに町内 11 箇所の児童館において、なかよし広場を実施した。
- ・ 人権擁護委員や社会教育指導員の方々が、紙芝居・ビデオ上映で人権の大切さを子どもたちに伝えた。
- ・ 町人権啓発研修会を都北地区人権・同和研究大会と合同で開催した。
- ・ 研修会は、記念講演と分科会の2部構成で実施し、約 480 人(うち三股町 190

人)の参加者があり、人権尊重の大切さを周知することができた。

- ・ 小・中学校の児童・生徒を対象に人権に関する標語を募集し、2,215 点の応募があり、優秀作品として選ばれた 27 点に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 優秀作品については、ふるさと祭り文化祭での掲示・作品集の発行・看板 7 枚による学校正門への設置などにより啓発した。
- ・ 法務局の委託を請けて、「人権の花運動」、「人権に関する講演会」など、人権啓発イベント等を実施した。
- ・ 「人権の花運動」実施校としては、宮村小学校と三股西小学校を指定し、花を育てることで、人権尊重を学ぶ取り組みを展開した。

【評価】

- ・ 様々な取り組みを通じて人権尊重の大切さを学習することで、社会生活のルールを守り他人を尊重する思いやりの心を育むとともに、多くの町民に人権尊重の大切さについて啓発することができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 今後も、人権尊重の大切さを更に啓発し、様々な形態で人権についての学習の場の提供を行っていく。

③青少年教育の充実

(ア) 学校支援体制の構築

【目的・目標】

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった社会全体で、子どもたちの健やかな成長を支援する。
- ・ 教員の勤務負担軽減から、教員が子どもに対してきめ細やかに指導できる時間を確保する。
- ・ 子供たちの自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、生きる力を育む。

【取組みの方針】

- ・ 地域住民や関係団体等の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む環境づくりを進める。
- ・ 地域住民等の協力で、授業等における学習補助や教員の業務補助、学校行事の支援などを行う。
- ・ 地域住民や関係団体等が中心となって、地域の自然・人材等を活かした体験活動・学習機会などの教育環境を、放課後や土曜日等に提供する。

【平成 28 年度取組み】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」を創設。
- ・ NPO 法人「みまたチャレンジ総合クラブ」に、その業務の一部を委託した。
- ・ 本事業は、次の3事業で構成されている。
 - 1) 学校サポート事業(学校支援地域本部事業)
 - 2) 土曜学習事業(土曜日の教育支援体制等構築事業)
 - 3) 放課後子ども教室推進事業
- ・ 学校サポート事業では、学校と地域をつなぐ連絡・調整者として「学校支援コーディネーター」を配置し、学校側とボランティアの連絡調整を行い、学校のニーズに応じてボランティアを派遣した。
- ・ 土曜学習事業では、毎月第4土曜日を活用して、体験学習を実施。町内から応募のあった 25 人の児童を対象に、町内の企業や個人等を講師に、年 9 回の体験学習活動を行った。
- ・ 放課後子ども教室推進事業では、宮村小学校区を実施地区として指定し、21 人の登録児童が第 3 地区分館において、勉強・遊び・スポーツ・交流活動等に取り組んだ。
- ・ これらの活動内容を報告書にまとめ、150 部を学校関係者やPTA、地域の組織などに配布することで、事業の周知と活動の充実図った。

【評価】

- ・ 学校サポート事業は、3年目を迎えて学校側から新たな支援要請があるなど、

目的に沿った事業展開が広がりつつある。

- ・ 土曜学習事業は、2年目を迎えて郷土料理作りやニュースポーツなどの体験学習を新たに実施したことで、児童の好奇心を刺激して学習に対する興味・意欲・関心が高まった。
- ・ 放課後子ども教室推進事業では、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動など、様々な機会を提供したことで次の点で効果がみられた。
 - 1) 子供の地域への愛着
 - 2) 学習に対する興味・関心・意欲の向上
 - 3) 学力向上
 - 4) 自主性・自発性の育成
 - 5) 規範意識や協調性の高揚

【今後の課題と対応方法】

- ・ 学校支援のボランティアについては、学校区の地域住民に依頼することを原則としており、地域住民の協力について周知を行い組織づくりを進めていく。
- ・ 学校からの要望のうち現時点で対応できないものがあり、対応可能な地域ボランティアの発掘・登録に向けた取り組みを推進する。
- ・ 土曜学習については、創造性や想像力を育む新たな活動の提供に努める。
- ・ 放課後子ども教室については、各学校区の児童数や地域の実情等から定員を設けているが、応募者が定員を上回る場合の判定基準を設けなければならない。
- ・ 放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化・連携が求められており、一体型の運営に当事者として責任を持つ仕組みづくりを行うべく、福祉部局と連携して協議をすすめる。
- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」への町民の参画を促すために、広報紙やホームページ等を等によって活動を紹介する。

(イ) 野外活動、体験活動、交流活動の推進

【目的・目標】

- ・ 三股町の子どもたちが、郷土の発展に寄与できる人材となるよう育成する。
- ・ お互いに尊重し合い社会を形成するルールの大切さを学ぶ。

【取組みの概要と方向性】

- ・ 三股町の子どもたちに、三股町とは異なる自然、文化を持つ地域の子供達と交流できる機会を設ける。
- ・ 町内の小学校6校から、6年生30人を沖永良部島へ5泊6日の日程で派遣する。
- ・ 現地での交流活動を通じて、いっそう深く考えて行動できる力を身につけさせ

ることで、次代を担う人材の育成を図る。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 町内の小学校 6 年生 30 人と 5 人の引率者で、沖永良部島で体験学習を行った。
- ・ 期間は、8 月 2 日から 8 月 8 日までの 5 泊 6 日間で実施された。
- ・ 沖永良部島の歴史について学び、そこで暮らす小学生や町民との交流を行った。
- ・ 三股町からは、伝統芸能である奴踊りを披露した。

【評価】

- ・ 遠く離れた沖永良部島で、その島の歴史や町民の暮らしを直接現地で学ぶことで、社会に対する視野を広めることができた。
- ・ 研修で知り合った三股町内の小学生 30 人が、長期間生活を共にすることで、お互いに尊重し合うことの大切さと、そのルールについて学ぶことができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 研修をより充実したものにするため、現地における研修先、研修内容の見直しを図る。

(ウ) 青少年育成町民会議の活動促進

【目的・目標】

- ・ 地域の青少年を健全に育成する。
- ・ 町民総ぐるみ青少年育成町民運動を実施する。

【取組みの概要と方向性】

- ・ 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成を積極的に推進する。
- ・ 健全な家庭づくり運動、地域に密着した青少年活動を推進する。
- ・ 家庭の日(第3日曜日)を定め、「共感活動」を推進する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 町内の各種団体代表者 30 人で構成する「青少年育成町民会議」において、5 つの重点目標を設けて青少年健全育成活動を展開した。
- ・ 親と子のふれあい標語を募集し、1,660 点の応募があり、優秀作品として選ばれた 36 点に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 優秀作品については、ふるさと祭り文化祭での掲示・作品集の発行・看板 5 枚による学校正門への設置などにより啓発した。
- ・ 家庭の日を推進するため、各学校にチラシを配付した。
- ・ 家庭の日、夏休み期間、ふるさとまつり、年末などに青少年指導員による防犯

パトロールを実施した。

【評価】

- ・ 関係機関・団体の理解と協力によって、効果的な「町民総ぐるみ青少年育成町民運動」が展開できた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 青少年を取り巻く環境は、メディアの発達などにより情報が氾濫し、様々な事件に巻き込まれやすい現状にある。
- ・ 不登校・いじめ・児童虐待など、大人が向き合わなければならない問題も多くあることから、家庭・学校・地域社会が連携して取り組みを強化していくことが求められる。

④家庭教育の充実

(ア) 家庭教育学級の充実

【目的・目標】

- ・ 家庭においても教育を行うことの重要性を啓発する。
- ・ 子育てにかかる教育の情報を周知する。

【取組みの概要と方向性】

- ・ 家庭教育学級の運営の向上と学習内容の充実を図る。
- ・ 家庭教育学級運営協議会を設置し、各学級の学習の充実に努める。
- ・ 町内の家庭教育学級生が集まり、合同研修会を実施する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 各家庭教育学級として年間 6～7 回の学習会を開き、のべ 1,000 名の学級生が、講演会や創作活動野外活動に参加した。
- ・ 平成 28 年 11 月に人権についての合同研修会を開き、50 名の参加を得て、人権について学ぶ機会となった。

【評価】

- ・ 学習会をとおして、子育てに必要な教育の情報を啓発することができた。
- ・ 学級生相互の情報交換や、親睦を深める機会を提供した。
- ・ 親子参加の学習会では、親子のふれあいの時間を与えることができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 家庭教育学級のさらなる充実のため、各学級の情報交換や情報提供に努める。
- ・ 合同研修会については、家庭教育向上の一助となるような学習会を行う。

⑤歴史遺産の見直しと文化意識の向上

(ア) 町史編さん事業

【目的・目標】

- ・ 町民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに、本町の文化の向上に資する。
- ・ 本町の歴史を学問的に明らかにし、後世への文化遺産とする。

【取組みの概要】

- ・ 町制施行 70 周年(平成 30 年)に向けて、新しい町史を作成
- ・ 町内古文書調査の後に原稿を執筆
- ・ 現代編については、執筆が困難と予想されるため、業者委託を検討

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 町史編さん専門委員会議の開催:103 回
- ・ 町史編さん専門委員合同会議(都城市役所職員合同):11 回
- ・ 町内における古文書調査を実施し、収集した古文書の翻刻・分析・記録を専門委員会議において実施した。
- ・ 平成 28 年度より本文の原稿執筆に着手した。
- ・ 三股の独自性を生かした内容となるよう、執筆者に要請した。

【評価】

- ・ 町の歴史を紐解き、新町史にその成果を結実させるべく、必要な業務を推進した。
- ・ 現代編について平成 29 年度早々に着手するため関係課と協議を行ったほか、都城市とも積極的に協議を行うなど、事業進捗に必要な調整業務も充分に実施した。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 史料考証を重ねた事項を新町史にどのように記述するかが大きな課題である。
- ・ 歴史学会の研究成果を取り入れることは当然であるが、町民に分かり易いように平易な表現で記述することを念頭に置かなければならない。
- ・ 町民に愛され、親しまれる町史を作成することが重要である。
- ・ 対応としては、評価の高い他自治体史を収集し、研究・考証を重ね、執筆経験者に助言を求めよう執筆者に要請する。
- ・ 執筆の進捗状況を事務局で把握することに努め、計画的に執筆が進行するよう連携を取る。

(イ) 文化財の整備と保存

【目的・目標】

- ・ 町民共有の財産である文化財を保存し活用する。

【取組みの概要】

- ・ 文化財の保存・整備計画を策定
- ・ 教育・観光・地域おこしなど、文化財活用の在り方を検討
- ・ 当面の大きな対象は梶山城跡の保存・整備

【平成 28 年度 of 取組み】

- ・ 文化庁調査官が来庁され、県教育委員会を加えて三者協議を実施した。
- ・ 梶山城跡の保存について、文化庁調査官の来町は 3 人目となる。
- ・ <1>全体総括、<2>指定、<3>発掘調査・整備に関して、各担当の調査官全員が来町したこととなる。
- ・ 国指定史跡となるためには、今後どういった方針で計画策定を行っていけばよいか、具体的な指導をいただいた。
- ・ 梶山城跡について用地買収を進捗させた。

【評価】

- ・ 用地買収の範囲は少ないが、一定の進捗はみられる。
- ・ 梶山城跡整備計画の理解が地元に浸透し始めている成果と分析している。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 現在進行中の用地買収を今後、いかにして進捗させていくかが課題となる。
- ・ 現在の人員体制では業務量的に困難であり、町史編さん事業と並立できる業務量ではない。
- ・ 具体的には、梶山城跡に関する歴史的・文化的な専門知識を有する者、用地購入交渉、各種契約書作成、農地転用手続き、所有権移転手続き、遺産相続人の調査、といった相当の業務量が想定される。
- ・ 用地買収に必要な人的・組織的体制創設を要請していく。

(3) 文化振興に関すること

① 総合文化施設の整備と充実

(ア) 文化会館・図書館の整備

【目的・目標】

- ・ 広く地域住民に親しまれ愛される施設となる。
- ・ 利用者の安全を確保する。
- ・ 利用者の増加につながる機能・環境を整備する。
- ・ 総合的な向上により、町民からの信頼を獲得する。

【取組みの概要】

- ・ 周辺整備、機器更新などを総合的な観点から実施
- ・ 老朽化に対する計画的な整備
- ・ 突発的な破損等への迅速な対応

【平成 28 年度 of 取組み】

- ・ 突発的な破損等には、緊急性と機能維持を主眼に、的確かつ柔軟な対応を図った。
- ・ 図書館の天井高所にある電灯を、水銀灯からLED照明に変更整備した。
- ・ 総合文化施設西側駐車場の区画線塗替えを行った。
- ・ 文化会館では、平成 25 年度から座席機構の計画改修 [全 6 期] に着手しており、平成 28 年度は重要な制御器機や部品(本体駆動用モーター)等について更新 [4 期] を行った。

【評価】

- ・ 計画に沿った整備ができ、補強や増設による機能向上や安全性向上にも取り組めた。
- ・ 利用者等からの指摘や、清掃作業員・舞台技術者の現場報告にも適切に対応できた。
- ・ こまめな修繕を実施し、早めの対応で機能と美観の保持、並びに利用者の安全性向上を図ることができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 竣工から 15 年が経過。老朽化に加えその対応業務の煩雑さや業務量の増加も年を追って顕著になっている。
- ・ 個々の設備や備品の整備は効率的に行う一方、長期的視点に立った全体整備を継続する。
- ・ 保守点検結果を基に致命的故障や事故に至る指摘や予兆を見逃さず、整備計画、安全性確保と機能維持を図る。

- ・ 老朽化で増加する突発事象には、弾力性を持った計画見直しで対処できるよう、普段から施設全体の状態把握に努める。
- ・ また、安全性確保・機能維持と財政負担軽減を両立させるべく大局的観点の保持にも努める。

②文化会館の利用促進

(ア) 自主文化事業の充実と推進

【目的・目標】

- ・ 次に掲げる目的において、自主文化事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
 - 1) 三股町の文化芸術の振興発展
 - 2) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
 - 3) 町民福祉の向上

【取組みの方針】

- ・ 施設の持てる機能と特長が、「地域創造大賞」受賞で裏付けられ、この実績を最大限生かし、特長となる事業の継続と丁寧な積み上げに主眼を置く。
- ・ 幅広いニーズに応えるべく、多様性ある事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。
- ・ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。
- ・ 開館 15 周年の総括を踏まえ、来る 10 年の柱とすべく、育成事業を経た公演の制作展開、住民参加による作品・公演の創造を促進する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 自主文化事業 24 本（150 日、7,923 人）
 - 1) 鑑賞型 16 本
 - 2) 啓発・育成型 5 本（アウトリーチ含む、小学校巡回公演 2 本、中学鑑賞教室 3 本）
 - 3) 参加創造型 3 本公演（まちドラ！[稽古 15 回]、演劇ワークショップ°[58 講座]、戯曲講座[12 講座]）

【評価】

- ・ 多ジャンルの買取公演に留まらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作・上演に取り組み、三股町独自の自治体オリジナリティにも貢献できた。
- ・ 5 年めとなる参加創造型事業「まちドラ！」の実施により、地域コミュニティの創造と再生に貢献できた。
- ・ M★ういんぐ(JR三股駅内多目的ホール)を活用した公演により、町民福祉の向上に寄与した。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 三股町立文化会館ブランドの構築を目指す。
- ・ お客さまの信頼獲得に向け地道な努力を継続し、次のような視点を持ち、“劇

場の果たすべき役割”を意識した運営を継続する。

- 1) 開館以来育む創造性・独自性
- 2) 可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる
- 3) 劇場法に鑑みる「文化芸術拠点」
- 4) 文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生・まちづくり

(イ) 貸館事業の充実と推進

【目的・目標】

- ・ 次に掲げる目的において、貸館事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
 - 1) 三股町の文化芸術の振興発展
 - 2) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
 - 3) 町民福祉の向上

【取組みの方針】

- ・ 施設の特長と持てる機能、並びに「地域創造大賞」受賞で裏付けられた継続と丁寧な積み上げによる事業群及び実績を最大限生かすことに主眼を置く。
- ・ 自主事業で培うノウハウを活かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。
- ・ 広く親しまれ愛される施設として、継続・新規を問わず貸館利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 貸館事業 170 本 (215 日、23,529 人)
- ・ 施設(ホール 1、リハーサル室 1、会議室 1、楽屋 4)

【評価】

- ・ 表方(フロントスタッフ)及び裏方(テクニカルスタッフ)とも、利用者への積極的な支援を実践。貸館利用者満足度の向上・拡充を図れた。
- ・ 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台技術の確かさで、貸館利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解を促進した。
- ・ また、「再び利用したい」という志向醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただくことができた。
- ・ 大会等を主目的とする催事では、安全性と経済性の両立で貸館利用者の意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 事業ジャンルや規模の大小、施設の種別を問わず、主催者及び催事来客の目線に立った丁寧な業務で地道な努力を継続し、貸館利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。
- ・ 自主文化事業のノウハウを活かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。

③図書館の利用促進

(ア) 図書館資料の整備と充実

【目的・目標】

- ・ 図書館利用者の生涯学習の拠点となる。

【取組みの方針】

- ・ 図書館利用者の利用傾向や蔵書構成を分析しながら、購入する図書や視聴覚資料の選書を行う。
- ・ 図書館の資料収集方針に基づき、多数出版されている図書の中から、様々な情報を提供できるよう必要な資料を見極める。
- ・ 三股町立図書館の特色である視聴覚資料(CD・DVD)についても、良質で利用度の高いものを選定する。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 購入図書冊数 2,754 冊、購入視聴覚資料数 52 点
- ・ 多くの利用がある資料については、本の劣化もすすむため、図書装備も入念に行なった。

【評価】

- ・ 利用者が求める資料の情報を集めながら、資料を収集し提供することができた。また、購入に限らず県内の図書館から資料を取り寄せるなどして、利用者へ資料の提供を行なうことができた。
- ・ 利用者が読みたい資料にたどりつけるよう、正確な資料配架を行ない、資料配置についても利用が促進されるように工夫した。
- ・ 平成 28 年度は、入館者 163,144 人、個人へ 185,040 冊、団体(町内幼稚園・保育園・学校・高齢者施設)へ 8,802 冊の資料貸出を行なった。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 図書館は常に新鮮な資料を購入し利用者に提供しなければならない。
- ・ 利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらなる資料の整備と充実をめざす。

(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動の推進

【目的・目標】

- ・ 図書館へ通うことが生活の一部となるような図書館づくりをめざす。
- ・ 利用者の読書意欲を促進する。
- ・ 利用者と所蔵資料を結びつける。

【取組みの概要と方向性】

- ・ 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱として、読書サービスを推進するイベントを行なう。
- ・ おはなし会の実施や読み聞かせ講座、読み聞かせ相談室など、読み聞かせボランティア団体のサポートを行なう。
- ・ 読み聞かせボランティア団体と幼稚園・保育園・学校との連携を充実させ、読み聞かせ活動の推進をはかる。
- ・ 所蔵している資料について、様々な展示コーナーをつくり、図書を紹介し利用者と資料を結びつける工夫を行なう。

【平成 28 年度の取組み】

- ・ こどもの読書週間では、「おはなしと音楽のコンサート」、子どもを対象とした「貸出し体験」、「一日図書館員」、「おはなし会」などを行なった。
- ・ また、秋の読書週間では、読書感想文感想画コンクール受賞作品展示や、特別展示などを行なった。
- ・ 図書館職員やボランティア団体による定期的なおはなし会を行ない、読み聞かせ活動を推進した。
- ・ 絵本作家の高畠那生のワークショップを開催した。(都城広域定住自立圏事業の一環)

【評価】

- ・ 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱としてイベントを実施し、読書サービスを推進した。
- ・ 図書館職員やボランティア団体による、定期的なおはなし会を行ない、読み聞かせ活動を推進し、親子の読書意欲を促進することができた。
- ・ 読み聞かせ講座と読み聞かせ相談室を実施することで、読み聞かせについて学ぶ機会を与えた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 図書館で実施する各イベントに、さらに多くの人が参加いただけるよう、イベント内容の充実や広報活動に努める。
- ・ 広い世代が読書を楽しめるような図書館であるために、幅位広い視野で読書サービスを展開していく。

(4) 社会体育に関すること

①スポーツ振興基盤の充実

(ア) スポーツ行事の充実および組織の育成と強化

【目的・目標】

- ・ 各種スポーツ行事により町民の健康増進と体力の向上を図り、町民の交流を活発にする。
- ・ スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。

【取組みの概要】

- ・ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及
- ・ スポーツイベントの再構築
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成
- ・ 各種スポーツ大会の開催及び誘致
- ・ 異世代間の交流を図る行事の開催

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 9年目を迎えた「町民総合スポーツ祭」に、障がい者部門を含め13種目の競技種目を設け、約1,400人の参加者を得て盛会に開催することができた。
- ・ 総合開会式においては、アトラクションとして、キッズダンスチームの「FGスプラッシュ」がダンスを披露し好評を得た。
- ・ 自治公民館対抗ソフトボール競技はブロック別に6会場にて実施した。
- ・ 第2回みまたん霧島パノラマまらそんは、町内外から約1,600人の参加を得て、生涯スポーツのまちをアピールすると共に、町民の健康維持増進を図った。
- ・ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等において、スポーツをするきっかけ作りとして、ニュースポーツ等の普及・振興を行った。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの運営安定化と事業拡大のために、直営で運営を行った。
- ・ 目に見える形で自分の体力を知ることにより、より明確に目的を持ってスポーツに親しめるよう、町民を対象にした体力テストを行った。
- ・ 体育協会の事業の検証・評価を行い、事業内容の改善・見直しにつなげた。

【評価】

- ・ 体育協会と総合型地域スポーツクラブの事業について、事業評価と検証を行ったことで、予算の効率的な運用がなされた。
- ・ 各種スポーツイベントを開催したことで、地域間や世代間交流を図った。
- ・ ニュースポーツの普及・振興の活動により、町民が気軽にスポーツに親しめる

きっかけ作りができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 「町民総合スポーツ祭」をはじめとする町民参加型のイベントの充実のため、その周知とともに地域間や世代間交流を図る。
- ・ ニュースポーツ等は、一時的な普及にとどまることがないように、クラブ結成等への誘導が必要である。
- ・ スポーツがいかに心身の健康にとって大切かという点について、スポーツをしていない人々に関心を持ってもらう必要がある。
- ・ そのために、スポーツと健康についての情報を発信し、生涯にわたってスポーツに取り組むよう啓蒙する。
- ・ 記録や勝負ではなく、「健康」や「楽しみ」のためのスポーツの場をより多く提供できるよう、健康増進担当部署との連携を強化する。

(イ) スポーツ施設の計画的整備・充実

【目的・目標】

- ・ スポーツ施設を町民の方々が利用しやすい環境に整える。
- ・ 町民ニーズの動向に即して施設の整備を行う。

【取組みの概要】

- ・ 公共スポーツ施設の整備・充実
- ・ 施設の効率的活用
- ・ 既存スポーツ施設の計画的な改修
- ・ 既存スポーツ施設の運営面での工夫

【平成 28 年度取組み】

- ・ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、各体育施設への備品補充、町体育館の下水道接続を行った。
- ・ 勤労者体育センターの耐震補強・改修等設計を行った。

【評価】

- ・ 町民のニーズに合わせた施設整備を行い、利用者が安心・安全に施設を利用することができた。

【今後の課題と対応方法】

- ・ 施設整備については、費用対効果の分析を行い、真に必要な施設整備について関係機関と協議を進める。
- ・ 施設の管理運営について、民間活力の導入を検討する。

②青少年スポーツの振興

(ア) スポーツ少年団等の育成・拡充

【目的・目標】

- ・ 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与える。
- ・ スポーツ少年団をスポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織に育成する。

【取組みの概要】

- ・ スポーツ少年団団員綱領に基づく活動
- ・ 指導者・母集団等の研修
- ・ 各種大会等の開催による交流活動
- ・ 各種目による大会の開催
- ・ 町スポーツ少年団による結団式、運動会、リーダー研修、解団式等の開催
- ・ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手に対しての激励金の交付

【平成 28 年度の取組み】

- ・ 種目ごとに開催された大会は、指導者及び母集団の協力により開催された。
- ・ 町スポーツ少年団主催の各行事は、加盟団体のほとんどが参加するとともに、育成母集団等の積極的な協力も見受けられた。

【評価】

- ・ スポーツの楽しさ及び大切さについての講演会をはじめとした研修会等を開催し、意識向上・スキルアップを図った。
- ・ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手が町長より激励され、士気が高まった。

【今後の課題と対応方法】

- ・ スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行う。
- ・ 登録団数及び団員数が減少傾向にあるため、新規参入団の受入や登録団員の増加に努めなければならない。
- ・ つぎの調査を行い、対策を検討し実施する。
 - 1) 各小学校のスポーツ少年団への加入状況
 - 2) その他のスポーツ団体への加入状況
 - 3) その他の習い事等の加入状況

6. 学識経験者の知見

総括的に申し上げれば、大項目 25 項目のうち事例なし等の 3 項目を除いて 18 項目 (82%)、中項目 28 項目のうち 19 項目 (68%) が A 評価となっている。

また、小項目 33 項目のうち 24 項目 (73%) が A 評価、B 評価が 8 項目 (24%)、C 評価が 1 項目 (3%) となっている。

A 評価が達成率 100%、B 評価が達成率 80%ということ、加えて 60%以下の達成率を示す C 評価が 1 項目で D 評価の項目が皆無である点を鑑みても、三股町教育委員会の教育に関する事務の管理状況の評価としては、適正かつ良好な事務の管理及び執行がなされていると評価する。

以下、評価シート別に述べる。

(1) 教育委員会の活動・評価シート 1

中項目 9 項目のうち 8 項目が A 評価であることは、(1)教育委員会の会議の運営改善、(2)教育委員会と事務局の連携、(3)教育委員会と首長との連携、(4)教育委員の自己研鑽、(5)学校及び教育施設に対する支援の 5 活動が適切になされていると評価する。

特に事務局の適切な計画や運営により教育委員会の会議の充実が図られたり、総合教育会議や課長会議等を通して教育委員会と首長との連携が図られたりしていることは、高く評価したい。

(2) 教育委員会が管理・執行する事務・評価シート 2

教育委員会が管理・執行する事務 16 項目は、事例なしや未実施 3 項目を除く 12 項目 (92%) が A 評価である。このことから、教育委員会がしっかり機能していることがうかがえる。

特に、教職員の分限または懲戒については、昨年度の C 評価が B 評価になっていることから、厳正な対応がなされたと評価する。

(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務・評価シート 3

① 学校教育に関すること

14 の小項目の中で A 評価 7 項目、B 評価 6 項目、C 評価 1 項目となっている。C 評価である「ICT 環境の整備」については、既存設備の有効利用や校務支援ソフトの運用により、各学校の校務の効率化が図られていることは高く評価したい。「少人数及び複式学級の指導の充実」「いじめ、不登校問題への適切な対応」「学校給食費未納対策」「人権教育の推進」「安全教育の徹底」「国際理解教育の推進」

についても B 評価であるが、いずれも児童生徒への教育的効果を鑑みると極めて重要な事項であり、自らの事務内容を厳しく評価判断した結果の表れであり、常に 100%の事務の執行を目指す気構えがうかがえる結果であると評価する。

学校教育に関することなかで特筆すべきは、県教育委員会指定研究「子どもの学びを深める”ひむか”の授業づくり推進事業」の研究公開を行い、授業モデル「みまたんモデル」の定着により授業力の向上が図られたということである。

また、保幼小中連携により、文教みまたの伝統教育の充実を図っておられること、さらに適切な就学指導を通じて必要な支援を行うために、特別支援教育補助教員を中学校へ 1 名、特別支援教育支援員を小学校 5 校に 11 名配置して、特別支援教育の充実を図っておられることは大いに評価するところである。

②生涯学習学校教育に関すること

11 の小項目の中で A 評価 9 項目、B 評価 2 項目となっている。

「町史編さん事業」「文化財の整備と保存」は B 評価であったが、町制施行 70 周年(平成 30 年)に向けて、専門委員会議、専門委員合同会議も数多く開催され、三股の独自性を生かした内容となるよう、町史の原稿執筆作業に着手されていることは高く評価したい。「三股町子どもの明るい未来創造事業」については、子どもたちの健全育成を図るためにも 3 つの事業の充実を大いに期待したい。

そのほかの中項目及び小項目についても充実した取り組みがなされていると評価する。

③文化振興に関すること

中項目及び小項目の全てが A 評価となっている。

昨年度「総合文化施設の整備と充実」については B 評価であったが、限られた予算の中で、計画的に整備がなされ、施設の機能性・安全性の向上に努められたことは高く評価したい。「図書館の利用促進」については、多様な読書サービスが展開されていること、さらに、読み聞かせ活動を推進することによって、親子の読言意欲の向上を図っておられることは評価したい。

また、自主文化事業や貸館事業の運営については、精力的かつ意欲的な取り組みも進められ、大きな成果を上げていると評価する。

④社会体育に関すること

中項目及び小項目の全てが A 評価である。

「町民総合スポーツ祭」では、開会式など内容に工夫が図られ、町民参加型のイ

メントとして定着しており、町民の健康保持増進に繋がっていることは高く評価する。「みまたん霧島パノラマまらそん」も 2 回目が開催され、町内外に生涯スポーツのまちをアピールすることができたと高く評価する。

今後、町民のニーズに応じたスポーツ施設への備品の補充率整備・充実を図り、町民一人一人の健康増進と体力の維持向上に向けた、より一肩の取り組みがなされることを期待したい。

平成 29 年 11 月 17 日

礒 所 信 博